

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

徳島国民年金 事案551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から63年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の分とともに、父親が納付してくれていたと思う。

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の夫は、平成元年3月22日に、昭和62年4月から63年3月までの過年度保険料、及び63年4月から平成元年3月までの現年度保険料をそれぞれ一括して納付していることが確認できる。A市区町村（現在はB市区町村）の検認報告処理一覧表及びB市区町村が保管する社会保険事務所（当時）作成の納付書発行一覧表によると、申立人は、平成元年3月30日に、申立期間直後の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を一括して現年度納付していることが確認できる上、同年5月8日時点において、申立人に対して、申立期間のうちの昭和62年4月から63年3月までの期間に係る過年度納付書が発行されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時の1か月当たりの国民年金保険料は7,300円くらいだったと思う。」と供述しているところ、昭和62年4月から63年3月までの1か月当たりの国民年金保険料額は7,400円であり、当該期間に係る実際の国民年金保険料額と申立人の供述はほぼ一致する。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年

金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和57年9月から62年3月までの期間については、B市区町村が保管する被保険者異動リスト（社会保険事務所作成）等によれば、申立人が当該期間直前の57年9月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、申立人に係る国民年金被保険者資格再取得の処理がなされたのは平成元年5月であると推認され、この時点では、当該期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への再加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金再加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親が既に死亡していることから、国民年金の再加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から同年10月まで
② 昭和45年4月から同年9月まで

昭和52年3月まで勤務していた会社を退職し、54年11月ころに国民年金の加入手続にA市区町村役場へ行った。特例納付制度を知っていたので、すべての未納保険料を納付した。その後において、国民年金の納付記録を確認したところ、未納期間があることに驚いた。十分調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する領収証書から、未納であった昭和41年5月から44年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間①を含む未納保険料すべてを納付する意志を有していたことは明らかである。

また、納付期間が「自昭和41年5月分、至昭和44年10月分、3年6月間」と記載された申立人が所持する領収証書の金額は、36月分を特例納付した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は申立人が届出した特例納付の申出書に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間②については、国民年金被保険者台帳、オンライン記

録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和44年11月7日付けで資格を喪失し、52年4月1日付けで資格を再度取得した記録が確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われ、保険料を特例納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月16日から同年4月16日まで

私は、昭和36年4月1日から平成11年4月1日までの期間においてA事業所に継続して勤務していたが、同社C工場から同社本社へ転勤した際の昭和45年3月について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B事業所C工場から提出された在籍証明書等の関連資料及び同社の「継続して勤務（在籍）している以上、従業員の給与から社会保険料を控除するようなシステムになっていた。」との回答などから判断すると、申立人は昭和36年4月1日から平成11年4月1日までの期間において、A事業所に継続して勤務し（昭和45年4月16日にA事業所C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C工場に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年2月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付に関する資料は保管されておらず、保険料を納付していたか否か不明としているものの、B事業所厚生

年金基金における申立人のA事業所C工場に係る被保険者資格喪失日は昭和45年3月16日と記録されており、当該喪失日は、A事業所C工場に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認でき、当該厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日をA事業所C工場における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月13日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年5月から19年9月まで
② 昭和19年10月1日から21年3月13日まで

A事業所に昭和15年ころから勤務していた。当時の同僚としてB氏、C氏、D氏、E氏を記憶している。召集により戦争に行ったが勤務していたことは事実なので、調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所に係る健康保険被保険者名簿において、申立人が昭和15年2月25日付けで健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、資格喪失日の記録は確認できない上、当該健康保険被保険者名簿において19年1月10日付けで健康保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人は、私が勤務を開始したころには既に勤務しており、申立人と一緒に仕事をしたことを覚えている。申立人は、戦争に行くまでの期間において勤務していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、少なくとも15年2月25日から陸軍に召集されるまでの期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、F都道府県G部H課の発行する兵籍等の写しから、申立人は、昭和19年9月1日に陸軍に召集され、21年3月13日に外地から復員したことが確認できる。

さらに、申立事業所は、事業所原簿において厚生年金保険法の施行準備期間であった昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認できる一方で、申立人は、「終戦後、しばらくしてからA事業所に復職した。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、21年5月に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

しかしながら、申立期間②は陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において厚生年金保険の被保険者として資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間に被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、現在の同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間であるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月13日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、前述の事業所原簿において申立事業所は、厚生年金保険法の施行準備期間であった昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認できるものの、厚生年金保険法は19年2月26日に公布され、同年10月から施行されていることから、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、申立人が記憶する複数の同僚についても、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿などにおいて、19年9月以前の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所は既に廃業しており、当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

さらに、申立人が記憶する同僚のうち、所在の確認できた一人に照会したところ、回答が得られたものの、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

それまで勤めていた会社を辞めてしばらくしてから、妻がA市区町村役場に行き、妻と私の二人の国民年金の加入手続を行った上、同時に申立期間分として持参していた夫婦二人分の保険料を、役場内の銀行窓口にて、現金で納めたと記憶している。

その際、領収書を受け取ったかどうかは忘れてしまったが、納めたのは確かなので調査の上、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻がA市区町村役場の窓口で夫婦の国民年金の加入手続を行い、同時に、申立期間に係る保険料を現金で納付したとしているが、申立人に係るオンライン記録によると、申立人の公的年金加入記録は厚生年金保険の被保険者期間の記録のみであり、国民年金の第1号被保険者となった記録は見当たらない。

また、申立人の妻に係るオンライン記録によると、申立期間における国民年金の資格記録は、平成22年8月12日付けで10年3月1日の種別変更（第3号被保険者から第1号被保険者への変更）の記録が追加されるまでは、国民年金の第3号被保険者として記録されていたことが確認できることから、申立人の妻は、国民年金保険料の納付を要しない者として取り扱われていたものと考えられる。

さらに、A市区町村は、「申立人が国民年金の加入手続（種別変更届）を行った形跡は無く、申立人の配偶者についても、平成10年4月1日付けの種別変更（3A（厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者）→3G（共済組合加入者の被扶養配偶者））が10年5月7日に届出された記録はあるものの、10年3月の検認記録は確認できない。」と回答しており、申立人の妻が夫婦の国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当

たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から45年4月まで
② 昭和56年5月から57年10月22日まで

両申立期間について、A事業所に勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

勤務していたのは事実なので、調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所への照会結果及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、両申立期間のうち、少なくとも昭和57年1月13日から同年4月23日までの期間については、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は出稼ぎの臨時職員であった。両申立期間のすべてにおいて、それぞれ継続して申立事業所に勤務していたわけではない。」と供述しているところ、申立事業所は、「当社に、昭和40年代及び50年代の厚生年金保険に係る資料が保管されているが、当該資料において、申立人の氏名等は確認できない。正社員であれば厚生年金保険に加入させるはずなので、申立人は季節的に雇用されていたのではないか。季節労働者については基本的に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。厚生年金保険に加入させていなかった者の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚（故人）は、昭和44年7月1日から45年10月24日までの期間、及び53年3月6日から平成2年7月25日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立事業所は、「当社が保管する厚生年金保険に係る資料においても、同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。当該期間において、この同僚は正社員として

当社に勤務していたと考えられる。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が確認できた56人に照会したところ、31人から回答が得られたものの、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①を含む昭和42年3月8日から45年9月3日までの期間、及び申立期間②を含む55年11月1日から58年7月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

また、申立期間②については、B市区町村への照会結果によると、申立人は、昭和56年5月28日に国民健康保険の加入手続を行い、同日から平成5年8月26日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から26年12月まで

私は、申立期間において、A事業所所有のB丸に乗り組み、C業務員として勤務した。具体的な名称に係る記憶は無いが、当時の給与から、いろいろ控除されていた記憶もある。

申立期間について、船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の業務内容等に係る具体的な供述などから判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A事業所所有のB丸に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかし、申立人においては、当時の船員手帳は所持していない上、A事業所は、「当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、申立人が、申立期間において、当社の船舶に乗り組んでいた記録も確認できない。」と回答するなど、申立人の当時の勤務実態、船員保険の加入状況、給与からの保険料控除等を確認できる関連資料は得られない。

また、A事業所に係る船員保険被保険者台帳において、申立人が記憶する唯一の同僚D氏について、生年月日等が不明であることなどから同氏を特定することができず、同被保険者台帳において、申立期間に係る昭和24年10月1日から26年12月31日までの期間に船員保険被保険者の資格を取得した者のうち、申立人と同職種のC業務員を含め連絡先が確認できた40人に文書照会したところ23人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立内容を裏付ける供述も得られない。

さらに、前述の船員保険被保険者台帳において、申立期間を含む昭和24年9月30日から27年1月7日までの被保険資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年2月1日まで

私は、学校卒業後の昭和40年4月にA事業所(現在は、B事業所)に就職し、43年2月末までの期間において勤務したが、退職前の一月しか厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等から判断すると、申立人が、申立期間当時、A事業所において、臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、B事業所は、「当時の賃金台帳等は保管されておらず、退職者リストに申立人に係る記載は無い。」と回答するなど、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、B事業所は、「当時、臨時職員については、厚生年金保険に加入させておらず、本人の希望等に応じて、特例として厚生年金保険に加入させていたケースがある。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人同様、昭和43年2月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した者のうち、当時、臨時職員であったとする14人から供述が得られたが、複数の同僚が、「私も、厚生年金保険に加入していない期間がある。」、「臨時職員については、通常、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述している上、申立人を記憶する同僚一人は、「私は、昭和43年1月までの期間において厚生年金保険に加入していないが、このことは承知している。加入の際、会社側から説明があり、私、申立人及びもう一人の同僚3人が一緒に加入した

と記憶している。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての臨時職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和40年3月1日から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した43年2月1日までの資格取得者の中に、申立人の氏名等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から16年6月30日まで

A事業所で勤務していた申立期間について、年金記録を確認したところ、給与の支給額よりも低い標準報酬月額が記録されていることが分かった。当時の給与支払明細書等があるので、申立期間の標準報酬月額を給与の支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与支払明細書及び平成12年分給与所得源泉徴収票によると、申立期間のうち同年1月から同年12月までの期間、13年1月、同年3月、同年6月、同年9月及び16年6月の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額であったことが確認できる。

しかしながら、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合うそれぞれの標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年4月から11年12月までの期間、13年2月、同年4月及び同年5月、同年7月及び同年8月、同年10月から16

年5月までの期間について、申立人は、給与支払明細書等厚生年金保険料の控除額について確認できる資料を所持していないことから、当該期間について、オンライン記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、A事業所は既に廃業状態にあり、申立期間当時の賃金台帳等の資料の所在も不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除額等を確認することができない上、申立期間当時の事業主等から聴取しても、申立人の給与から、オンライン記録から確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除額より高い額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から35年9月1日まで
② 昭和36年5月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間①についてはA事業所に勤務していた。

また、申立期間②についてはB事業所に勤務していた。

両事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所原簿において、申立事業所は昭和39年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿も確認することができないことから、申立事業所の当時の役員等について確認することができない上、申立人は、事業主及び役員等の氏名を記憶していないことから、申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、所在の判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人が、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①を含む昭和31年11月1日から36年5月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、

申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に廃業しており、申立期間②当時の役員の所在を確認することができないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、所在の判明した16人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、申立人が、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②を含む昭和36年1月19日から同年11月23日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成2年1月

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低いように思うので調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の者は、当時の給与明細書等を保管しておらず、給与から控除された厚生年金保険料額が当該被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額であったか否かは不明としている上、申立人も申立期間当時の厚生年金保険料の控除額を記憶していない。

また、申立事業所は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の状況は不明である。」としていることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額又は申立人より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、標準報酬月額が

そきゅう
遡及して訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。